

平成 30 年 5 月 31 日現在

機関番号：14501

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12970

研究課題名（和文）極域国際法秩序形成・発展の推進原理：科学・環境・領土・組織

研究課題名（英文）Foundational Principles for Polar International Law

研究代表者

柴田 明穂 (Shibata, Akiho)

神戸大学・国際協力研究科・教授

研究者番号：00273954

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の理論的支柱となる英語論文を査読付き国際年鑑Yearbook of Polar Lawに発表した。方法論として採用した「現場の実態に根ざした極域国際法研究」を遂行し、北極域については、その交渉現場に参画した成果として2017年北極科学協力協定の意義を分析する論文を和英で3本発表した。南極域については、法学者として初めて日本の南極観測隊に同行した経験を基に、南極条約体制の実効的運用と科学との関連性につき、多くの研究発表を行った。上記に基づく研究の集大成として、書籍『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』を上梓した。南極域につき本研究を更に発展させる国際共同研究プロジェクトが始動した。

研究成果の概要（英文）：The PI has put forward his theoretical framework for the comparative analysis on the Arctic and Antarctic legal orders in a peer-reviewed article in Yearbook of Polar Law in 2015. Based on the methodology of “international law from the field perspective” and with the personal experience of participating in the negotiation, the PI published three academic articles examining the 2017 Arctic Science Cooperation Agreement. The PI was the first lawyer in the Japanese Antarctic Research Expedition in 2016-2017, and, based on his experience, he had made several academic presentations on the role of science in the effective implementation of the Antarctic Treaty System. All these research culminated in a forthcoming book in Japanese: The Emerging Legal Orders in the Arctic: Science, Environment and the Ocean (Toshindo, 2018). A follow-up international collaborative research project on the Antarctic Treaty System has started with researchers from Australia, New Zealand, Chile and China.

研究分野：国際法学

キーワード：国際法学 北極 海洋法 国際環境法 先住民

## 1. 研究開始当初の背景

南極においては南極条約を中心とした南極条約体制が存在するのに対し、北極においてはその地理的、歴史的、そして法的背景が異なることを理由として、同様の国際法秩序を構想することは難しいと言われてきた (Rothwell, *The Polar Regions and the Development of International Law* (1996); Koivurova, “Environmental Protection in the Arctic and Antarctic: Can the Polar Regimes Learn from Each Other?” (2005))。これに対し、研究代表者が 2014 年 9 月に極域法シンポジウムで行った研究報告は、南極域法秩序形成の始点を 20 世紀初頭において、領土紛争の回避、科学調査活動の推進、そして脆弱な極域環境の保護を推進原理として秩序形成が展開しており、この点において今後の北極域法秩序形成への教訓が得られる可能性を指摘した。この点は、シンポジウム参加者から一定の評価が得られた。本研究は、この研究報告を出発点として開始された。

## 2. 研究の目的

本研究は、地理的及び法的前提が違っても、20 世紀初頭からの人間活動の量的増大、質的変容に対応して形成・発展してきた南極域国際法秩序の 100 年間の歴史的教訓から、今後の北極域国際法秩序形成を促す推進原理とその方向性を明らかにすることを目的とする。特に、本研究は、北極域における法秩序形成を将来的に基底すると考えられる原理を、南極域における法秩序形成・発展の歴史的考察から導き出すことに焦点を当てている。

## 3. 研究の方法

本研究の特徴は、上記分析を科学や環境といった「現場の実態」に基礎づけ、極域の実態に根ざした法秩序のあり方を考察しようとする現実主義的アプローチを採用してい

るところである。

そのため、第 1 フェーズ (2015 年度) の文献調査による北極域法秩序形成の現状と課題を明らかにした後は、第 2 フェーズ (2016 年度から 2017 年度前半) において、交渉現場と科学観測活動の現場を視察した。具体的には、北極域については、2015 年から北極評議会のタスクフォースで交渉が本格化した北極科学協力協定の交渉に政府代表として参画して、特に北極科学に関心と実績を有する非北極国及びその科学者の利益がいかに関係において反映されるかにつき、協定交渉過程の正当性の観点から分析を行った。南極については、2016 年 11 月から 2017 年 3 月まで、日本の南極地域観測事業 (JARE) 第 58 次観測隊に研究代表者が同行し、南極観測船「しらせ」船上、日本の南極基地「Syowa」、及び、昭和基地周辺の露岩地域において、海洋・生物・地質・大気圏に関わる科学調査活動の実態を調査し、南極の自然環境から「ウィルダネス」の価値を抽出し、南極基地の環境的負担とその実効的管理権行使の実態を観察し、その国際法的意義を検討した。

最終第 3 フェーズ (2017 年度後半) では、上記を統合した研究成果を出し、今後の本格的な極域国際法研究に結びつける。

## 4. 研究成果

### (1) 第 1 フェーズの理論的研究の成果

極域法を専門に扱う世界で唯一の査読付き国際年鑑である *Yearbook of Polar Law* に、“Japan and 100 Years of Antarctic Legal Order: Any Lessons for the Arctic” を発表した。この論文は、IPCC の海洋・雪氷圏特別報告書 (SROCC) の一次案第 3 章「極域」において引用言及されるなど、国際的に注目される研究成果となっている。この論文で研究代表者は、本研究の理論枠組を提示している。すなわち南極における国際法秩序形成の基本原則を、領土紛争の回避、科学活動の推

進、脆弱な環境の保護、利害関係国のコンセンサスに求め、これら基本原理が北極における国際規範・組織形成に実際に参照され始めていることを明らかにした。

## (2) 第2フェーズの現場主義的アプローチに基づく研究成果

### 北極域

上記基本原理の1つである科学活動の推進は、北極においては、北極評議会の下に設立された科学協力タスクフォース(SCTF)における議論の中で、2015年より新たな条約を採択するという形で本格化することとなった。本研究はこの好機を捉え、2015年9月にAC議長国である米国国務省の極域担当局長を講師に招いた国際セミナーを開催し、進行中の北極科学協力協定に関する交渉の推移につき貴重な情報を得た。さらに、本研究の研究協力者である国立極地研究所・榎本教授、フィンランド・ラップランド大学 Koivurova 教授の人的コネクションを活かして、2016年3月と7月のSCTF会合に政府代表として参画する機会を得た。これら交渉現場の情報に基づく研究成果として、Yearbook of Polar Law に英論文を1本、大学紀要に和論文を1本、本研究の集大成である書籍の1章に「北極国際科学協力促進協定の意義」と題する論文を発表した。その他、国内外の研究会等で本協定の意義を解説すると共に、北極科学関係者向けの記事や紹介も行った。なお、本協定が公表されたのは、2017年5月であり、条文に基づく本格的な法的分析はこの時期以降に行った。

これら論文を通して明らかになったのは、第1に、科学活動の推進という観点から北極域を陸域・海域・空域に分解せず一体的な独自の法域として捉える認識が芽生えていること(これは南極条約体制に通じる認識である)、第2に、主要利害国である北極領域国のコンセンサスを維持しつつ、その他の利

害関係国(非北極国)の利益も考慮する国際法形成過程における正当プロセスの構築が進んでいること(これも南極条約体制の基本原理の1つである)である。最新情報に基づき本協定を法的に分析する学術論文は、世界でもまだ発表されておらず、インパクトの大きい研究成果となっている。

### 南極域

法学者として初めて日本の南極観測隊に同行した経験とそこから得られた国際法への示唆については、世界的な注目の的となった。現在、世界の大型地球科学研究プロジェクトは、従来の自然科学中心から社会科学や人文学を適切に組み込んで、そこに相乗効果を見出す方向に大きくシフトしている。そうした国際的な研究動向を踏まえて、現場主義に基づく南極条約体制研究につき、2016年南極科学研究委員会オープン・サイエンス会議研究集会(SCAR-OSC、於：マレーシア)、2017年南極研究科学委員会・人文社会科学専門家会合年次研究大会(SCAR-HASSEG、於：オーストラリア)などで研究報告を行った。南極での調査活動を含めた本研究課題の研究成果を、『国際法学者、初めて南極に立つ！国際法フィールドとしての南極・北極』と題して書籍にまとめる作業を進めている。その一部を、『極地』第53巻第2号に発表した。

## (3) 第3フェーズにおける研究の統合とその成果物、今後の研究の展開

上記研究を統合した成果は、2018年6月発行の和文書籍『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』(稲垣治・柴田明穂編、東信堂、287頁)にまとめた。この書籍は、これまでの北極海だけを対象にした国際法研究を脱して、北極域全体を包括する法秩序構築の展望を論じる我が国初めての研究書である。本書では、先に提示した潜在的な極域国際法秩序の基本原理たる 領土紛争の回避については、日本とロシアの最近の北極政

策の分析を通じて明らかにし、 科学調査活動の推進については、北極科学協力の現状と新協定の意義について明らかにし、 極域環境保護については、北極評議会の役割と海洋保護区ネットワークの現状と課題について明らかにした。これらに加えて、北極海法秩序については、北極海を特別の海域として捉えて、一般国際法を越えた保全と利用方法につきどこまで規範的・組織的展開が進んでいるかを明らかにした。

本研究の更なる展開として、「南極条約体制の強靱性」と題する大型国際共同研究プロジェクトが、タスマニア大学の Jobour 教授、チリ大学の Valentine Ferrada 教授、カンタベリー大学の Hemming 特任講師、アデレード大学の Nengyu Liu 准教授（中国人）と共に立ち上がろうとしている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 〔雑誌論文〕(計6件)

柴田明穂「北極国際科学協力促進協定の意義」稲垣治・柴田明穂編『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』（東信堂、2018年）225-253頁、査読なし

柴田明穂「注目され始めた北極科学協力協定～日本のロシア海域科学調査への示唆～」Ocean Newsletter 421号（2018年）6-7頁、査読無し

柴田明穂「国際法学者、初めて南極に立つ！」『極地』第53巻2号(2017年)72-80頁、査読なし

柴田明穂「北極：国際科学協力推進のための独自の法域」『国際協力論集』第24巻1号(2017年)45-56頁、査読なし

Akiho Shibata and Maiko Raita, "An Agreement on Enhancing International Scientific Cooperation in the Arctic: Only for the Eight Arctic States and Their Scientists?", *Yearbook of Polar Law*, Vol. 8 (2017), pp.129-162; DOI 10.1163/22116427\_008010009 査読あり

Akiho Shibata, "Japan and 100 Years of Antarctic Legal Order: Any Lessons for the Arctic?" *Yearbook of Polar Law*, Vol.7 (2015), pp. 1-57 DOI: 10.1163/2211-6427\_002 査読あり

##### 〔学会発表〕(計4件)

Akiho Shibata, After "The Lawyer in the

Antarctic": A few pointers for potential collaboration between scientists and lawyers in Antarctic studies, SCAR-HASSEG Biennial Meeting, July 6, 2017, Hobart (Australia)

Akiho Shibata, A Lawyer in Antarctica with JARE, EUPolarnet Workshop: Towards the Incorporation of the Humanities and Social Sciences into Large Polar Research Projects, July 7, 2017, Hobart (Australia)

Akiho Shibata, An International Lawyer in JARE: The role of social sciences in Antarctic field research, SCAR Open Science Conference, August 25, 2016, Kuala Lumpur (Malaysia)

Akiho Shibata, Legal Framework for Arctic Scientific Cooperation: Bilateralism, 'AC-ism' and Universalism, 9th Polar Law Symposium, October 6, 2016, Akureyri (Iceland)

##### 〔図書〕(計1件)

稲垣治・柴田明穂編、東信堂、『北極国際法秩序の展望：科学・環境・海洋』（2018年）287頁

##### 〔その他〕

神戸大学凌霜会発行『凌霜』第418号2018年7月「国際法学者、初めて南極に立つ！」

神戸大学広報誌『風』第10号2017年12月「国際法にはロマンがある。現場主義の国際法学者、南極へ！」<[http://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/public-relations/magazine/kaze/kaze\\_10.pdf](http://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/public-relations/magazine/kaze/kaze_10.pdf)>

朝日小学生新聞2017年3月7日1面「南極は国際法でみんなが協力：観測隊に初めて法学者、神戸大学・柴田明穂さんに聞く」

神戸新聞NEXT（Web版）2016年11月24日「南極観測隊に初の法学者、その目的は？」

#### 6. 研究組織

##### (1)研究代表者

柴田 明穂 (SHIBATA, Akiho)  
神戸大学・大学院国際協力研究科・教授  
研究者番号：00273954

##### (2)研究分担者 なし

##### (3)連携研究者

本吉 洋一 (MOTOYOSHI, Yoichi)  
国立極地研究所・研究教育系・教授  
研究者番号：90211606

榎本 浩之 (ENOMOTO, Hiroyuki)  
国立極地研究所・研究教育系・教授

研究者番号：00213562

(4)研究協力者

ROTHWELL, Ronald  
オーストラリア国立大学・教授

KOIVUROVA, Timo  
ラップランド大学・教授

JOBOUR, Julia  
タスマニア大学・上級講師